

北九州市外国人市民懇話会開催要綱

(設置及び目的)

第1条 「北九州市国際政策推進大綱2011」に基づき、外国人市民が安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進するために、外国人市民が抱える生活上の諸問題を把握するとともに、本市が取り組むべき多文化共生施策の課題等について意見を求める市政運営上の会合として、北九州市外国人市民懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、外国人市民が抱える生活上の諸問題や、本市の多文化共生施策の課題等について、本市に対し、意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 懇話会は、構成員11名以内をもって組織する。
- 2 構成員のうち、10名以内の構成員は公募により選出した者を、その他の構成員1名は多文化共生、国際交流などに関して見識のある者を、それぞれ市長が委嘱する。
 - 3 公募により選出する構成員は、外国籍で本市に住民登録している満20歳以上の者から選出することとし、選出方法は、総務企画局長が定める。
 - 4 構成員は、特定の国、地域、民族等を代表するものではない。

(座長)

- 第4条 懇話会には座長1名を置き、多文化共生、国際交流などに関して見識のある者から市が選任した構成員が座長を務める。
- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

(任期)

- 第5条 構成員の任期は、2年以内とする。
- 2 構成員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した構成員は、1期に限り再任されることができる。
 - 3 構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）であることが判明した場合は、解嘱するものとする。

かいぎ
(会議)

だい じょう こんわかい かいぎ ざちょう しょうしゅう
第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 かいぎ こうかい
会議は公開とする。ただし、こんわかい けつてい ひこうかい
懇話会の決定により非公開とすることができる。

3 こんわかい とく ひつよう みと かいぎ かんけいしゃ しゅつせき もと いけん
懇話会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を
き
聴くことができる。

4 かいぎ かいさいきかん へいせい ねん がつ にち
会議の開催期間は平成28年3月31日までとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう こんわかい しよむ そうむきかくきょくこくさいせいさくか しよりに
第7条 懇話会の庶務は、総務企画局国際政策課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう これに さだ こんわかい うんえい ひつよう じこう ざちょう べつ さだ
第8条 これに定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が別に定め
る。

ふそく
附則

このようこう へいせい ねん がつ にち せこう
この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

ふそく
附則

このようこう へいせい ねん がつ にち せこう
この要綱は、平成25年12月13日から施行する。